

全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険
主管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設
立準備委員会事務局長会議資料

保険局総務課老人医療企画室

平成18年9月22日

説明資料目次

1. 後期高齢者医療制度に関する主な準備作業スケジュール（見込み）・・・・・・・・・・ 1
2. 後期高齢者医療広域連合の設立準備委員会の設置状況について・・・・・・・・・・ 2
3. 高齢者の医療の確保に関する法律施行令関係
 - (1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成18年政令第294号）・・・・・・・・ 10
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について（局長通知）・・・・・・・・ 17
 - (3) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の具体的内容について（事務連絡）・・・・ 21
 - (4) 後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務等に当たっての留意事項について
（課長通知）・・・・・・・・ 24
4. 平成19年度概算要求（高齢者医療制度関係）の概要・・・・・・・・・・ 33
5. 後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査について・・・・・・・・・・ 35
6. 保険料率算定基準・保険料賦課基準案・・・・・・・・・・ 47
7. 前期財政調整金の賦課・交付額の算出に必要な報告について・・・・・・・・・・ 53

後期高齢者医療制度に関する主な準備作業スケジュール（見込み）

年 月	事 項	広域連合における準備
平成 18 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ●政省令等公布（平成 18 年 10 月施行分） ●広域連合と市町村の事務分担に係る政令公布 ○保険料率算定基準・保険料賦課基準 ○前期財政調整に係る賦課・交付額の算出方法 	準備委員会設置
11～12 月	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の資格管理 ○後期高齢者医療給付（高額介護合算療養費を除く）の基準・手続等 ○特別徴収の基準・実務 	市町村議会の議決（規約等） （12 月市町村議会）
平成 19 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ○高額介護合算療養費の基準・支給手続等 ○費用負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・都道府県・市町村定率負担の算定方法等 ・ 財政調整交付金の算定方法等 ・ 財政安定化基金の交付金・貸付金、拠出金の算定方法等 ・ 特別高額医療費共同事業の交付金・拠出金の算定方法等 ○後期高齢者の保健事業の指針 	都道府県知事の広域連合設立許可 （設立期限は 19 年 3 月 31 日）
2 月		広域連合長選挙、広域連合議会議員選挙（間接選挙の場合）
3 月	○後期高齢者の新たな診療報酬体系の基本的考え方取りまとめ（18 年度中目途）	広域連合議会（組織等条例、19 年度予算等）
4 月	○政省令等公布（診療報酬関係以外）	
夏頃	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料率・保険料額の具体的な算定方法 ○後期高齢者の新たな診療報酬体系の骨格取りまとめ（夏～秋目途） 	保険料設定事前準備
11 月		広域連合議会（保険料条例制定）
12 月	○前期財政調整に係る諸率	
平成 20 年 1～2 月	○後期高齢者の診療報酬（個別点数について、中医協に諮問・答申）	
4 月	施 行	

○後期高齢者医療広域連合の設立準備委員会の設置状況について

(平成18年9月7日現在)

県名	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
① 設置(予定)年月日	8月25日設置	8月29日設置	9月1日設置	9月1日設置	8月28日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	北海道国保会館内	青森県共同ビル内	岩手県自治会館内	宮城県自治会館内	秋田県市町村会館内	山形県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・道内市町村長 12名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(札幌市) 1名 ・事務局次長(道) 1名 ・事務局次長(町村会) 1名 (非常勤) ・班長(札幌市・道) 2名 ・事務局職員(市町村) 8名 計 13名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市町村長 6名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名</p> <p>[事務局]</p> <p>・職員 2名 ・市町村職員 4名 ・国保連 1名 ・臨時職員 1名 計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市町村長他 10名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(市) 1名 ・事務局課長(市) 1名 ・事務局職員(市町村) 8名 計 10名</p>	<p>[総会]</p> <p>【委員】 ・全市町村長 36名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 4名 ・監事 2名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(県、市町村、国保連) 9名 計 11名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市長会及び町村会の正副会長 5名 ・県健康福祉部長 1名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 計 8名</p> <p>※委員会の下に幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 6名 計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・全市町村長 35名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 7名 ・監事 2名 計 10名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 2名 ・(国保連) 2名 ・(臨時職員) 1名 計 6名</p>

県名	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
① 設置(予定)年月日	8月9日設置	8月18日設置	8月28日設置	8月31日設置	10月1日設置予定	9月1日設置
② 設置(予定)場所	福島県自治会館内	茨城県市町村会館内	旧宇都宮市水道局庁舎	群馬県市町村会館内	埼玉県自治会館内	千葉県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市長会正副会長、監事及び町村会正副会長 計8名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 計 8名</p> <p>※委員会の下に幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町村)(国保連)(国保連) 4名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・代表市町村長 12名</p> <p>【役員】 ・委員長 1名 ・副委員長 1名 ・監事 2名</p> <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(県)(市町村)(国保連)(臨時職員) 11名 2名 2名</p>	<p>[委員会]</p> <p>県内全市町で構成</p> <p>【理事会】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 8名 ・監事 2名 計 12名 (市長、町長等で構成)</p> <p>※理事会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員 2名 5名 2名 計11名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市町村長 9名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 5名 ・監事 2名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長補佐(県・市) 2名 ・事務局員(市町村) 6名 計 9名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市町村長代表 10名</p> <p>[事務局]</p> <p>・県職員 2名 ・市町職員 9名 ・国保連職員 1名 計 12名</p> <p>※8/1から県庁内に県職員2名、市職員3名により準備事務局業務を開始。10/1から7名増員予定。</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・全市町村長 56名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 計 4名</p> <p>※委員会の下に、幹事会、部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(県)(市)(国保連) 1名 5名 2名 計 10名</p>

県名	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
① 設置(予定)年月日	9月1日設置	7月13日設置	9月1日設置	9月1日設置	8月17日設置	9月1日設置
② 設置(予定)場所	東京都区政会館内	横浜市府舎(会議室)	新潟県自治会館内	富山市婦中総合行政センター内	石川県広坂庁舎内	福井県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・特別区長会代表 6名 ・東京都市長会代表 4名 ・東京都町村会代表 2名 計12名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・監事 1名 計 5名</p> <p>※委員会の下に幹事会・作業部会を設置</p> <p>[事務局] ・事務局長 1名 ・事務局次長(区) 1名 ・事務局課長</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市長会・町村会正副会長 1名 1名 7名 2名 計 9名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 7名 ・委員 2名 ・監事 2名 計 9名</p> <p>※委員には、会長・副会長を含む ※委員会の下に幹事会・作業部会を設置</p> <p>[事務局] ・事務局長(横浜市) 1名 ・事務局職員(市) 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市 5名 ・町村 3名 計 8名</p> <p>※市長会、町村会に選出を依頼</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 計 8名</p> <p>※委員会の下に幹事会・作業部会を設置</p> <p>[事務局] ・事務局長(市長会) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・市職員</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・全市町村長 15名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名</p> <p>※委員会の下に幹事会・作業部会を設置</p> <p>[事務局] ・市町職員 8名 ・臨時職員 1名 計 9名</p> <p>※他に県職員の派遣について検討中</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市長 5名 ・町長 3名 計 8名</p> <p>※市長会・町村会の推薦</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名</p> <p>※委員会の下に部会を設置</p> <p>[事務局] ・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(金沢市) 1名 ・事務局職員(市町) 7名 (国保連) 1名 計 7名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・全市町長 17名</p> <p>[事務局] ・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市町) 4名 (国保連) 1名 計 7名</p>

県名	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
① 設置(予定)年月日	9月6日設置	9月6日設置	8月10日設置	9月7日設置	8月1日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	山梨県自治会館内	長野県農業共済組合連合会会館	岐阜市庁舎	静岡県市町村センター	愛知県国保会館内	三重県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 2名 ・町村会 2名 ・県部長 1名 <p>※オブザーバーとして国保連</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整中 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会役員 6名 ・町村会役員 8名 計 14名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長 1名 ・副委員長 1名 ・委員 10名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 1名 ・総務課 5名 ・業務課 4名 計 10名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 42名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 3名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会・専門部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(岐阜市) 1名 ※県から市へ派遣した職員 ・事務局次長(岐阜市) 1名 ・事務局職員 (市) 4名 (県) 1名 (市長会・町村会) 1名 (国保連) 2名 計 14名 	<p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長会・町村会の推薦予定(調整中) 4名 ・市長会 3名 ・町村会 計 7名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(静岡市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員 (市) 4名 (県) 1名 (市長会・町村会) 1名 (国保連) 1名 計 9名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会会長、副会長(2名) ・町村会会長、副会長(2名) ・名古屋市長 計 7名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長(市長会会長) 1名 ・副会長(町村会会長) 1名 ・顧問(名古屋市長) 1名 ・委員(上記以外) 4名 ・監事 2名 計 9名 <p>※委員会の下に幹事会・実務者部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 ・事務局員 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 29名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 計 4名 <p>※委員会の下に幹事会・作業部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局職員(市) 7名 ・事務局職員(町村会) 1名 計 9名 ※参与(非常勤) 4名(県)

県名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
① 設置(予定)年月日	7月1日設置	7月26日設置	9月1日設置	9月1日設置	9月1日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	滋賀県国保会館内	京都府国保連と同じ建物内	大阪府国保連と同じ建物内	兵庫県国保連と同じ建物内	奈良県市町村会館内	和歌山県国保連と同じ建物内
③ 構成メンバー	<p>[委員会] 【委員】 ・全市町長 ・国保連副理事長 計27名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 9名 ・監事 2名 計 13名</p> <p>※理事會を設置 ※委員會の下に研究会・部會を設置</p> <p>[事務局] ・事務局長(大津市) 1名 ・事務局次長(国保連) 1名 ・事務 1名</p>	<p>[委員会] 【委員】 ・全市町長 28名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・監事 2名 計 6名</p> <p>※副会長は、京都市長、市長會會長、町村會會長を設置</p> <p>[事務局] ・事務局長(府) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(府) 1名 (市町) 3名</p>	<p>[委員会] 【委員】 ・府内代表市町村長 11名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 2名 ・監事 5名 計 5名</p> <p>※委員會の下に、幹事會を設置</p> <p>[事務局] ・事務局職員(市町及び国保連職員) 計 10名</p>	<p>[委員会] 【委員】 ・全市町長 41名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 4名 ・監事 2名 計8名</p> <p>※委員會の下に理事會を設置</p> <p>[事務局] ・事務局職員(市町及び国保連職員) 計 10名</p>	<p>[委員会] 【委員】 ・全市町長 12名 ・町村4ブロック代表 8名 計 20名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 4名 ・監事 2名 計 8名</p> <p>※委員會の下に、幹事會を設置</p> <p>[事務局] ・事務局長(奈良市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 6名 (国保連) 2名 計 10名</p>	<p>[委員会] 【役員】 ・会長(市長會會長) 16名 ・副会長(町村會會長) 2名 ・理事 ・監事</p> <p>※理事會を設置 ※委員會の下に、幹事會・部會を設置</p> <p>[事務局] ・事務局長(和歌山市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(県) 7名 (市町村) 2名 (国保連) 計 12名</p>

県名	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
① 設置(予定)年月日	9月1日設置	8月24日設置	8月18日設置	6月14日設置	8月29日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	県庁庁舎内(暫定)	島根県市町村振興センター内	岡山県市町村振興センター内	広島県自治会館内	山口県自治会館内	徳島県国保会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 19名 <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置予定</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員 1名 ・市町村職員 6名 ・市町村会職員 1名 ・国保連 1名 <p>計 9名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 21名 <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置予定</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(県) 1名 ・市町村(市町村) 2名 ・市町村(国保連) 2名 <p>計 7名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長 9名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 7名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(岡山市) 1名 ・事務局次長(総社市) 1名 ・事務局職員(市町村) 8名 ・市町村(国保連) 1名 <p>計 11名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会・町村会正副会長 1名 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 8名 ・市町(国保連) 2名 <p>計 12名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 22名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市長会・町村会) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 13名 ・市町(国保連) 2名 ・市長会・町村会(市長会・町村会) 1名 <p>計 18名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 3名 ・監事 2名 <p>※役員は、市長会・町村会の正副会長(5)、市長会・町村会会長が指名した市長・町長(各1名)</p> <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(徳島市) 1名 ・事務局職員(市町村) 10名 ・市町(国保連) 1名 <p>計 12名</p> <p>※県は、ワブサバーとして参加</p>

県名	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
① 設置(予定)年月日	7月31日設置	9月1日設置	8月8日設置	9月1日設置	9月1日設置	7月1日設置
② 設置(予定)場所	香川県自治会館内	愛媛県国保会館内	高知県保健衛生総合庁舎内	福岡県自治会館内	佐賀県自治会館内	長崎県市町村会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・全市町村長 17名 ・国保連携理事 計 19名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名 計 5名</p> <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(高松市) 1名 ・事務局次長(丸亀市) 1名 ・事務局職員(県) 1名 ・(市町) 4名 ・(国保連) 1名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・全市町村長 20名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 3名 ・監事 2名</p> <p>【事務局】</p> <p>・事務局長(松山市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 5名 ・(国保連) 1名 計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市長 5名 ・町村長 5名 計 10名</p> <p>【役員】 ・会長(高知市長) 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名</p> <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市町) 5名 ・(国保連) 1名 計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・県副知事 1名 ・市長 5名 ・町村長 5名 計 11名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名 計 5名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(県) 1名 ・(市町) 5名 ・(町村) 5名 ・(臨時) 1名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・全市町村長 23名</p> <p>【役員】 ・会長(市長会長) 1名 ・副会長(町村会長) 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 計 8名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市町) 4名 ・(国保連) 1名 ・(町村会) 1名 計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】 ・市長 1名 ・副市長 1名 ・町村会正副会長 4名</p> <p>【役員】 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(長崎市) 1名 ・顧問(県) 1名 ・事務局職員(市町) 3名 ・(国保連) 2名 ・(事務組合) 1名 計 8名</p>

県名	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
① 設置(予定)年月日	7月28日設置	8月1日設置	8月1日設置	7月18日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	熊本県市町村自治会館内	大分第2ソフィアプラザビル内	宮崎県自治会館内	鹿児島県市町村自治会館内	沖縄県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 4名 ・町村長 4名 ・市議会議長 1名 ・市議会議長 1名 ・市議会議長 2名 ・市議会議長 2名 <p>計 6名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 14名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市) 5名 ・事務局職員(県) 2名 <p>計 9名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 1名 ・町長 1名 ・市長 2名 ・町長 2名 <p>計 6名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 2名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(宮崎市) 1名 ・次長(町村会) 1名 ・事務局職員(市町) 4名 ・事務局職員(県) 1名 ・(国保連) 1名 <p>計 8名</p> <p>※参与(ザボート)</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 5名 ・町長 3名 ・役員 1名 ・会長 2名 ・副会長 5名 ・委員 2名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局職員(市町村) 8名 ・事務局職員(町村会) 1名 <p>計 10名</p> <p>※事務局に部会を設置</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 1名 ・町長 1名 ・各地区市町村会長 5名 <p>計 7名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局長代理(市) 1名 ・事務局職員(県) 1名 ・事務局職員(市町村) 2名 <p>計 5名</p> <p>※事務局に検討部会を設置 ※11月以降、10名体制に拡充(市町村職員5名)</p>	

高齢者の医療の確保に関する法律施行令案要綱

一 高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条の被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を定めること。

二 この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。

政令第二百九十四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第四十八条の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付
- 二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付
- 三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- 四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付
- 五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し
- 六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の

増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

八 法第百十一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

九 前各号に掲げる事務に付随する事務

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

理由

後期高齢者医療広域連合が平成十八年度末までに設立されることとなっているため、その処理する事務の範囲を確定すべく、後期高齢者医療の事務のうち市町村によつて処理されるものを定めておく必要があるからである。

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令案

参 照 条 文

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（広域連合の設立）

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

（被保険者）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

（届出等）

第五十四条 被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者に代わつて、当該被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

3 被保険者は、後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるとする。

5 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

6 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない。

い。
7 前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付する。

8 後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付する。

9 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者証を返還しなければならない。

10 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

11 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（後期高齢者医療給付の種類）

第五十六條 被保険者に係るこの法律による給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）は、次のとおりとする。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給

二 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三 前二号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付
（保険料）

第一百四條 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第一百七條第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2・3 （略）

（保険料の減免等）

第一百十一條 後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（実施規定）

第一百六十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生

労働省令で定める。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）

附 則

第三十六条 この法律の公布の日に現に存する市町村（この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設ける日までの間に廃置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。）は、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成十八年度の末日までに、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての現存市町村が加入する広域連合を設けるものとする。

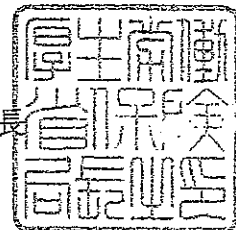
2 平成十八年度の末日までに前項の広域連合に加入していない現存市町村以外の市町村は、同日後速やかに同項の広域連合に加入するものとする。



保発第 0913001 号
平成 18 年 9 月 13 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 18 年政令第 294 号)が、平成 18 年 9 月 13 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この政令の趣旨及び内容は次のとおりであるので、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

記

1 政令の趣旨

新たに創設する後期高齢者医療制度においては、医療給付や保険料の決定等の後期高齢者医療の事務は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行うこととなっている。

当該後期高齢者医療の事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務は、広域連合の処理する事務から除かれている。

後期高齢者医療広域連合が平成 18 年度末までに設立されることとなっているため、その処理する事務の範囲を確定すべく、後期高齢者医療の事務のうち市町村によって処理されるものを定めるものである。

2 政令の内容

この政令において被保険者の便益の増進に寄与するものとして定める事務は、各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等のいわゆる窓口事務であり、以下のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第 50 条第 2 号の規定による認定に係る申請の受付
- (2) 法第 54 条第 1 項の規定による届出の受付
- (3) 法第 54 条第 3 項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第 8 項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- (4) 法第 54 条第 6 項及び第 9 項の規定による被保険者証の返還の受付
- (5) 法第 54 条第 7 項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し

- (6) 法第 54 条第 11 項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (7) 法第 56 条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (8) 法第 111 条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可付録資料版(毎週水曜)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二九〇)

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(二九一)

○地域保健法施行令の一部を改正する政令(二九二)

○麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令(二九三)

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令(二九四)

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件(法務四三〇)

○健康保険組合の名称を変更した件(厚生労働五〇四)

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件(同五〇五)

○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更した件(同五〇六)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件(農林水産二二四一)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関を登録した件(同二二四二)

○保安林の指定をする件(同二二四三)

○重要電源開発地点の指定に関する規程第四項第五項の規定に基づき重要電源開発地点として指定した件(経済産業二八二)

○重要電源開発地点の指定に関する規程第七條第一項の規定に基づき重要電源開発地点の指定を解除した件(同二八二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通一〇八〇)

○水路測量の実施に関する件(海上保安庁二〇四)

○船舶気象通報規程の一部を改正する件(同二〇五、二〇六)

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境二二八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 国家公安委員会 警察
六 庁 金融庁 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

○労働保険審査官及び労働保険審査会法第五條の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁

○司法書士懲戒処分、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

○相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

○公立学校共済組合役員の退職及び就職関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

法令のあらまし

◇平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二九〇号)(内閣府本府)
1 平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。
2 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
(一) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
(二) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
(三) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
(四) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
(五) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
(六) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
(七) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(政令第二九一号)(文部科学省)
1 傷病等級ごとの障害等に係る規定等の整備
(一) 傷病等級に該当する障害について、文部科学省令で定めることとした。(第四条の二関係)
(二) 障害等級に該当する障害について、文部科学省令で定めることとした。(第五条関係)
(三) 介護補償に係る障害について、文部科学省令で定めることとした。(第六条の二関係)
(四) 遺族補償年金を受けることができる遺族の障害の状態について、文部科学省令で定めることとした。(第八条第一項第四号関係)

2 改正後の第一条第三項及び別表(薬剤師としての経験年数が十年以上十五年未満及び十五年以上二十年未満である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。)の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 改正後の第四条の二、第五条、第六条の二(第二項中介護補償の金額に係る部分を除く)、第八条第一項第四号、附則第一条の二第一項及び第二項並びに附則第一条の三第四項の規定は、平成十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償、障害補償、介護補償及び遺族補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償、障害補償、介護補償及び遺族補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 改正後の第六条の二第二項(介護補償の金額に係る部分に限る。)の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 前三条に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

地域保健法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十八年九月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十二号
地域保健法施行令の一部を改正する政令
内閣は、地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。
第一条第三号中「小樽市」の下に「八王子市」を加える。

附則
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正)
第二条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条第七十二号を第七十四号とし、第四十一号から第七十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 二・四・五・トリメトキシアールメチルフェネチルアミン及びその塩類
第一条第三十九号を第四十号とし、第十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。
九 一(三)クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類

第三条第六十九号を第七十号とし、第五十号から第六十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五十九号の次に次の一号を加える。
五十一 二(ジ)フェニルメチル)スルフィニル)アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類

(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号の次に一号を加える改正規定中「第八号」を「第九号」に、「九 二(二)クロロフェニル)ニ(メチルアミン)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」を「十 二(二)クロロフェニル)ニ(メチルアミン)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」に改める。

附則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

高齢者の医療の確保に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽
平成十八年九月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十四号
高齢者の医療の確保に関する法律施行令
内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第四十八条の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付
二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付

三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し
四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付

五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し
六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
八 法第一百一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

九 前各号に掲げる事務に付随する事務

附則
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

事 務 連 絡
平成18年9月13日

都道府県老人医療主管課長 殿

厚生労働省保険局
高齢者医療制度施行準備室

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の具体的内容について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成18年政令第294号。以下「令」という。）が平成18年9月13日に公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところである。

後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の便益の増進に寄与するものとして市町村によって処理される事務は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について」（平成18年9月13日保発第0913001号都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知）記2において、各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等のいわゆる窓口事務として通知したものとおりであるが、当該事務の具体的内容については、令の各号に規定する事務ごとに、別添のとおりとする予定である。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）による省令委任事項（診療報酬に関するものを除く。）については、平成19年4月目途で厚生労働省令を制定する予定としており、当該省令において、別添中(6)の「法第54条第11項の規定により厚生労働省令で定める事項」、(7)の「法56条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続」及び(8)の「第111条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続」についても定めることとしている。当該省令に定められるこれらの事項及び手続の内容を踏まえ、これらの事項及び手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして広域連合の処理する事務から除かれる事務、すなわち、別添中(6)、(7)及び(8)の「被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの」については、令第6号、第7号及び第8号の規定に基づき、平成19年4月目途で、厚生労働省令により定めることとしている。

以上の点につき、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

＜照会先＞

○厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室

代表 03-5253-1111（内線 3198）

直通 03-3595-2090

【別添】

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第 50 条第 2 号の規定による認定に関する申請の受付（令第 1 号）
 - ・ 一定の障害の状態にある旨の認定に係る申請の受付
- (2) 法第 54 条第 1 項の規定による届出の受付（令第 2 号）
 - ・ 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出の受付
- (3) 法第 54 条第 3 項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第 8 項の規定により交付される被保険者証の引渡し（令第 3 号）
 - ・ 被保険者証の交付（再交付を含む。）の申請の受付
 - ・ 被保険者証（制度施行時における交付、転入時等における随時交付及び再交付に係るものを含み、更新時における交付に係るものを除く。）の引渡し
 - ・ 保険料の滞納についての特別の事情があると認められる場合の被保険者証の引渡し
- (4) 法第 54 条第 6 項及び第 9 項の規定による被保険者証の返還の受付（令第 4 号）
 - ・ 保険料を滞納している被保険者からの被保険者証の返還の受付
 - ・ 被保険者資格の喪失による被保険者証の返還の受付
- (5) 法第 54 条第 7 項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し（令第 5 号）
 - ・ 被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の引渡し
- (6) 法第 54 条第 11 項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 6 号）
 - ・ 再交付後に見つかった返還されるべき被保険者証の返還の受付
 - ・ 資格証明書の再交付に係る申請の受付
 - ・ 保険料の滞納についての特別の事情に係る届出の受付
 - ・ 資格証明書の返還の受付
 - ・ 更新時の被保険者証の提出の受付
 - ・ 更新時の被保険者証の引渡し
 - ・ 更新時の資格証明書の提出の受付
 - ・ 更新時の資格証明書の引渡し
- (7) 法第 56 条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 7 号）
 - ・ 現役並み所得者の基準収入額の適用に係る申請の受付
 - ・ 一部負担金の減免に係る申請の受付

- ・ 一部負担金の減免に係る証明書の引渡し
- ・ 療養費、特別療養費及び移送費の支給に係る申請の受付
- ・ 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る申請の受付
- ・ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に係る申請の受付
- ・ 著しく長期にわたり継続して著しく高額な治療を要する疾病（以下「特定疾病」という。）の認定に係る申請の受付
- ・ 特定疾病の認定に係る証明書の引渡し
- ・ 特定疾病の認定に係る証明書の返還の受付
- ・ 特定疾病の認定に係る証明書の再交付の申請の受付
- ・ 低所得者の一部負担金に係る限度額の適用並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額（以下「限度額適用・標準負担額減額」という。）の認定に係る申請の受付
- ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の引渡し
- ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の返還の受付
- ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の再交付の申請の受付
- ・ 葬祭費の支給・葬祭の給付に係る申請の受付
- ・ 給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付

(8) 法第 111 条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 8 号）

- ・ 保険料の減免に係る申請の受付
- ・ 保険料の徴収猶予に係る申請の受付
- ・ 加入日の前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者からの保険料の減額賦課に係る申請の受付

(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務（令第 9 号）

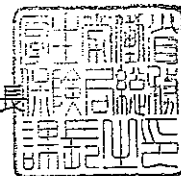
- ・ (1) から (8) までの規定に関する相談・照会への対応
- ・ 受付をした申請・届出に係る書類並びに返還された被保険者証及び資格証明書の広域連合への送付



保総発第 0913001 号
平成 18 年 9 月 13 日

都道府県
各 指定都市 老人保健主管部 (局) 長 殿

厚生労働省保険局総務課長



後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務等に当たっての留意事項について

後期高齢者医療制度の実施に伴う準備に当たっては、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の規約の作成、広域連合における条例及び規則の制定、保険料の決定等の業務が必要となるが、今般、当該準備業務に当たっての留意事項を下記のとおりお示しすることとしたので、これらを参考として準備業務を進めていただくよう、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 後期高齢者医療広域連合モデル規約

広域連合の設立に当たっては、地方自治法第 284 条第 3 項に基づき規約を定める必要があるが、そのモデルは別添 1 のとおりである。

2 広域連合設立時に必要な条例・規則一覧

広域連合において設立時に必要な条例及び規則の標準的なものは、別添 2 に掲げる一覧のとおりである。

3 広域連合への情報提供に関する市町村の対応

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 138 条第 1 項において、広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者等の収入の状況等につき、市町村等に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる旨規定されている。

この規定に基づき、広域連合は、市町村の住基担当部局や税務担当部局に対して情報提供を求め、被保険者管理及び保険料賦課等を行うこととなるが、その際の市町村の対応については、現行の介護保険等における介護保険担当部局等に対する対応と同様の扱いである。

【別添1】

後期高齢者医療広域連合モデル規約

モデル規約	備考
<p>(広域連合の名称) 第1条 この広域連合は、〇〇県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体) 第2条 広域連合は、〇〇県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>(広域連合の区域) 第3条 広域連合の区域は、〇〇県の区域とする。</p> <p>(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 保険給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p> <p>(広域連合の事務所) 第6条 広域連合の事務所は、〇〇市内に置く。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (広域連合の設立) 第48条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。</p>

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、〇〇人とする。

【例1】

2 広域連合議員は、関係市町村の長又は助役により組織する。

【例2】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

【例3】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会において、関係市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市町村長 〇人
- (2) 市町村議会議員 〇人

(広域連合議員の選挙の方法)

【例1】

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長もしくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の〇分の1以上の者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての市議会もしくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の〇分の1以上の者

- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、各市町村議会において選挙するものとする。
- 3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の例による。
- 4 広域連合議員の当選人は、市町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

議会の議員定数については、地方自治法第291条により規約に委ねられている。

広域連合議員の組織及び定数については、①構成団体の長又は助役のみ、②構成団体の議会の議員のみ、③①と②の両方、のそれぞれのパターンが考えられる。

広域連合議員の選任は、規約で定めるところにより、広域連合の選挙人の投票による選挙(直接選挙)又は構成団体における選挙(間接選挙)によらなければならない(地方自治法第291条の5第1項)。

このモデル規約では、例として、第7条第2項の【例3】(広域連合議員を構成団体の長及び議会議員の両方で組織)の場合で、かつ、間接選挙による方法について示している。

【例1】

推薦を受けた候補者が、すべての関係地方公共団体の議会において選挙し、それぞれの選挙における得票数を累積したものにより当選人を決定する方法である。

【例 2】

第 8 条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、各関係市町村の議会において〇人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第 118 条第 1 項の例による。

(広域連合議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第 8 条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関等の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関等の選任の方法)

第 12 条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 第 1 項の選挙は、第 15 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合の執行機関等の任期)

第 13 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4 年とする。ただし、関係市町村の任期の定め

【例 2】

広域連合の議会の議員数を、広域連合を組織する地方公共団体の議会ごとに割り振り、当該議会において議員が投票により選挙する方法である。

広域連合議員の任期については、地方自治法第 291 条の 4 により、規約に委ねられている。

広域連合長の選任については、地方自治法 291 条の 5 により、広域連合の選挙人の直接投票（直接選挙）又は構成団体の長による選挙（間接選挙）に限られている。

このモデル規約では、例として、間接選挙による方法を示している。

ある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第 14 条 第 11 条に定める者のほか、広域連合に必要な吏員その他の職員を置く。

(選挙管理委員会)

第 15 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び(都道府)県の支出金
 - (4) その他
- 2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第 18 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

選挙管理委員会は、広域連合において必置機関であるが、その選任方法等については規約に委ねられている。
(地方自治法 291 条の 4)

地方自治法施行令 212 条の 4 により監査を行う機関は必置と解される。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、□□□□にて行うものとする。

選挙管理委員は議会において選挙によって選出されるため、初めての広域連合長選挙の場所について、定めたものである。

また、広域連合の設立後の広域連合長及び広域連合議員の選挙の実施期日については、間接選挙の場合、公職選挙法第33条第3項（設置の日から50日以内）の適用はない。

別表第1（第4条関係）

○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付

○被保険者証及び資格証明書の引渡し

○被保険者証及び資格証明書の返還の受付

○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し

○保険料に関する申請の受付

○上記事務に付随する事務

一部負担金の減免申請、給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付についても、これに含まれる。

別表第2(第17条関係)

○共通経費

	負担割合
均等割	○%
高齢者人口割	○%
人口割	○%

共通経費については、例えば均等割について小規模な市町村に過大な負担にならないようにするなど、地域の実情に応じて定める必要がある。

○保険給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

保険給付費割 100%

○保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

広域連合設立時における条例一覧

○ 総規

- ・ ○○広域連合の休日を定める条例
- ・ ○○広域連合公告式条例

○ 議会・選挙・監査

- ・ ○○広域連合議会の定例会条例

○ 組織・庶務

- ・ ○○広域連合の事務所の位置及び名称等に関する条例
- ・ ○○広域連合課設置条例

○ 情報公開等

- ・ ○○広域連合情報公開条例
- ・ ○○広域連合個人情報保護条例

○ 人事

- ・ ○○広域連合職員定数条例
- ・ ○○広域連合職員の定年等に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の服務の宣誓に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の育児休業等に関する条例
- ・ ○○広域連合議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

○ 給与

- ・ ○○広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ ○○広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の給与に関する条例
- ・ ○○広域連合職員等の旅費に関する条例

広域連合設立時における規則一覧

議会・ 選挙・監査	広域連合議会の定例会招集に関する規則 広域連合議会会議規則 広域連合議会傍聴規則
組織・庶務	広域連合事務分掌規則 広域連合職員の職の設置に関する規則 広域連合長の組織代理者を定める規則 広域連合情報公開審査会規則 広域連合長が管理する公文書の開示等に関する規則 広域連合個人情報保護審査会規則 広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する広域連合個人情報保護条例施行規則
人事	広域連合職員の任免に関する規則 広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則 広域連合職員の育児休業等に関する規則 広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規則 広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 営利企業の従事制限に関する規則
給与	広域連合職員の給与の支給に関する規則 広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 広域連合職員の管理職手当の支給に関する規則 広域連合職員の扶養手当支給に関する規則 広域連合職員の住居手当の支給に関する規則 広域連合職員の通勤手当の支給に関する規則 広域連合職員の単身赴任手当の支給に関する規則 広域連合職員の時間外勤務手当の支給割合等に関する規則 広域連合職員の休日勤務手当の支給に関する規則 広域連合職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則 広域連合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則
財務	広域連合財務規則 広域連合財産の管理に関する規則

平成19年度概算要求（高齢者医療制度関係）の概要

平成19年度概算要求において、平成20年度施行の高齢者医療制度の円滑な導入を図るための準備経費として、下記のとおり要求したところ。

なお、概算要求については、前年度予算額から大幅な増額要求が可能であったが、年末の予算措置については、概算要求額の抑制を図り、前年度予算額未済とすることとされている。

このため、下記の要求については、今後、予算編成過程において、別途財源等による手当も含め検討し、年末までに適切な措置を講じる必要がある。

I 要求額

201億円（平成19年度 新規要求）

- ・ 億円単位で計上しているため、合計が合わないことがある。

II 要求事項

1 地方公共団体向け補助

(1) 市町村：1/2補助（92億円）

①住民情報提供システム開発費補助

保険料賦課等を行うための基礎情報（住民情報、税情報等）を広域連合に提供するために必要なシステム開発費

②後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発費補助

市町村において後期高齢者医療制度保険料徴収に必要なシステム開発費

(2) 市町村（国保保険者）：定額補助（28億円）

○保険料徴収システム開発費補助

後期高齢者支援金、前期財政調整に係る納付金に必要な特定保険料率設定等に必要なシステム開発費

(3) 後期高齢者医療広域連合：1/2補助（13億円）

○広域連合サーバールーム構築・ネットワーク設定等工事経費等補助

広域連合に設置する機器類のサーバールーム構築、ネットワーク設定に必要な経費等

2 その他（医療保険者等）向け補助

（1）医療保険者（健保組合・国保組合）：定額補助（26億円）

○保険料徴収システム開発費補助

後期高齢者支援金、前期財政調整に係る納付金に必要な特定
保険料率設定等に必要なシステム開発費

（2）社会保険診療報酬支払基金：定額補助（12億円）

○財政調整金・財政支援金交付等事務費補助

医療保険者からの前期高齢者納付金、後期高齢者支援金の徴
収、保険者への前期高齢者交付金、後期高齢者交付金の交付事務
に必要なシステム開発費等

（3）国保中央会・国保連合会：定額補助（31億円）

○特別徴収情報分割・集約システム開発費補助等

年金保険者からの年金情報の市町村毎への分割、市町村から
の保険料特別徴収情報の全国分集約に必要なシステム開発費等

平成18年9月22日

後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査について

平成19年度予算編成の検討に当たり、必要な事項を承知したいので、別添様式により作成のうえ、下記提出期限までに報告（メールでも可）願います。

記

提出期限

別紙1：平成18年10月11日（水）

別紙2：平成18年10月18日（水）

後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査票

都道府県名：
担当者名：
連絡先電話番号：

1. 人口等

[人口] : 人
[75歳以上人口] : 人
[市町村数] : 市町村]

2. 所要職員数

〈平成19年度〉

(単位：人)

業務名 \ 役職	課長以上	係長以上	一般職員	計
合計				

〈(参考) 平成20年度〉

(単位：人)

業務名 \ 役職	課長以上	係長以上	一般職員	計
合計				

[記入例]

後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査票

都道府県名：〇〇県
 担当者名：□□ △△
 連絡先電話番号：(××) ××××-××××

1. 人口等

[人 口 〇,〇〇〇,〇〇〇 人]
 [75歳以上人口 〇〇〇,〇〇〇 人]
 [市町村数 : 〇〇 市町村]

2. 所要職員数

〈平成19年度〉 (単位：人)

業務名	役職	課長以上	係長以上	一般職員	計
広域連合議会関係事務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
人事・給与事務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
広報業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
事業・財政計画策定業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険料率算定業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険料賦課業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
被保険者資格管理業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
システム運用業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
合計		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇

※19年度において予定される業務毎の予定職員数（小数点以下第1位まで記入：第2位四捨五入）を記入すること

〈（参考）平成20年度〉 (単位：人)

業務名	役職	課長以上	係長以上	一般職員	計
広域連合議会関係事務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
人事・給与事務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
広報業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
事業・財政計画策定業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険料率算定業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険料賦課業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
被保険者資格管理業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
システム運用業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険給付の審査支払業務		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
合計		〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇

記入要領

【別紙1】

1. 人口等

平成18年3月末現在の人口、18年4月1日現在の市町村数を記入願います。

2. 所要職員数

平成19年度において後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）の職員として予定している業務毎の職員数を記入願います。

また、平成20年度の職員数について、想定で見込んでいる場合は参考として記入願います。

【別紙2】

○ 所要経費

平成19年度において、広域連合の運営経費として見込まれる経費（粗々なもので結構です。）を記入願います。

また、平成20年度の運営経費について、想定で見込んでいる場合は参考として記入願います。

なお、所要経費の範囲は下記①～⑬に掲げる経費とします。

- | | |
|---------|---|
| ①報酬 | 広域連合議会議員等への報酬 |
| ②旅費 | 区域内の市町村、他広域連合との後期高齢者医療制度運営に係る打ち合わせ等に必要な旅費等 |
| ③備品費 | 机、椅子等の庁用備品等購入経費 |
| ④消耗品費 | 各種事務用品等の購入経費 |
| ⑤印刷製本費 | 広域連合の広報等に必要なリーフレット等の印刷製本費 |
| ⑥通信運搬費 | 郵便料、電話料等 |
| ⑦光熱水料 | 広域連合事務所等の電気料、水道料、ガス料等 |
| ⑧借料及び損料 | 事務所借料、コピー、FAX、パソコン・システム機器類等のリース料等 |
| ⑨会議費 | 会議等に係る経費 |
| ⑩賃金 | 広域連合事務に従事するために雇いあげる者に支払われる賃金等 |
| ⑪保険料 | 報酬・賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金等 |
| ⑫雑役務費 | 各種保守料・手数料、後期高齢者医療事務処理等（システム運用含む）を第三者に依頼し、その対価として支払われる委託料等 |
| ⑬負担金 | 地方公務員共済組合への負担金等 |

※所要経費については、別添総務省自治財政局調整課長通知（平成18年4月19日：総財調第13号「平成18年度の国民健康保険繰出金について」）の別表を参考にして下さい。（本俸、職員手当等除く）

平成18年4月19日

各都道府県総務部長
(市町村担当課扱い) } 殿
各指定都市財政局長

総務省自治財政局調整課長

(公 印 省 略)

平成18年度の国民健康保険繰出金について

平成18年度の地方財政計画において、国民健康保険制度の運営に関し、市町村の一般会計が国民健康保険事業特別会計に繰り出すための経費を計上しましたが、その基本的な考え方は下記のとおりでありますので、国民健康保険制度の趣旨及び実態に即しながら、適切に運営していただくようお願いします。

なお、この基本的考え方に基づく繰出しに要する経費については、地方交付税により所要の措置を講じる予定でありますので、ご承知おき願います。

貴都道府県内の市町村に対して、以上の趣旨を十分にお伝えいただくようお願い申し上げます。

記

第1 国民健康保険事務費に係る繰出し

(1) 趣 旨

国民健康保険事務費に係る一般会計繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、国民健康保険の事務の執行に要する別表に掲げる経費とする。

(3) そ の 他

当該経費については、一般会計から繰り出して特別会計で支弁するものである。

第2 国民健康保険の保険給付に係る繰出し

1 出産育児一時金に係る繰出し

(1) 趣旨

国民健康保険の保険給付のうち、出産育児一時金に係る一般会計繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、出産育児一時金の支給基準額（30万円（平成18年10月より35万円））の3分の2に相当する額とする。

2 国保財政安定化支援事業に係る繰出し

(1) 趣旨

国民健康保険財政の健全化及び保険料（税）負担の平準化に資するための一般会計繰出しに要する経費である。

本事業は、国費と保険料（税）で賄う国保財政の基本原則を踏まえつつ、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因（被保険者の応能割保険料（税）負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと及び高齢者が特に多いこと）に着目して限定的に繰出しを認めようとするものであり、保険料（税）で負担すべき給付費について一般会計が補助することを一般的に是認する趣旨のものではない。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、次の算式に基づいて算定された額の範囲内の額とする。

$$\begin{aligned} & \text{〔保険料（税）負担能力補てん基礎額} \times \text{保険料（税）軽減世帯割合による補正]} \\ & + \text{〔病床数が多いことによる給付費の増嵩の一定割合]} \\ & + \text{〔年齢構成差による給付費の増嵩の一定割合]} \end{aligned}$$

① 〔保険料（税）負担能力補てん基礎額 \times 保険料（税）軽減世帯割合による補正〕の算式中、保険料（税）負担能力補てん基礎額及び保険料（税）軽減世帯割合による補正に用いる係数は、下記（注）1及び2のとおりである。

（注）1 保険料（税）負担能力補てん基礎額は、平成18年度における保険基盤安定制度（保険料軽減分）に係る繰出金の額（国民健康保険法第72条の2の2第1項に基づき国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない額）に0.27を乗じて得た額とする。

2 保険料（税）軽減世帯割合による補正に用いる係数は、平成18年度における保険基盤安定制度に係る繰出金の額の算定の基礎となる保険料（税）の減額の適用を受ける世帯主の属する世帯の数を国民健康保険加入世帯（一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）の属する世帯に限る。）の数で除して得た数値に応じ、次の算式により算定した数値とする。

保険料（税） 軽減世帯割合	55%以上の場合	$\frac{\text{保険料（税）軽減世帯割合}}{0.55}$
	45%以上55%未満の場合	$\frac{\text{保険料（税）軽減世帯割合} - 0.45}{0.10}$
	45%未満の場合	0

② 病床数が多いことによる給付費の増嵩の一定割合は、次の算式により算出した額とする。

$$\left[\frac{\text{1床当たり基準単価} \times (\text{病床数} - 1.2 \times \text{全国平均病床数}) \times \text{当該団体の人口}}{100,000} \right] \times 0.20$$

ただし、上の算式中 [] 内の数値は、実績給付費（国民健康保険法第70条第3項第1号イ及びロの額の合算額で特別の事情により多額となった部分の額として算定した額を控除する前の額）と、基準給付費（同項第2号の額）又は全国平均給付費のいずれか大きい額との差を限度額とする。したがって、実績給付費が基準給付費又は全国平均給付費のいずれか大きい額を下回る団体にあつてはこの数値は0となる。

(注) 1 1床当たり基準単価は1,679千円、全国平均給付費は167千円に当該団体の前々年度末の一般被保険者の数を乗じて得た額、全国平均病床数は、981.6床とする。

- 2 実績給付費及び基準給付費は、前々年度の数値に基づく額とする。
- 3 病床数は、前々年の10月1日現在の数値に基づく国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令第2条の2第3項第5号の人口10万人当たりの病院の病床数とする。

なお、医療法施行規則第30条の33第1項第4号に規定する病床については含めないものとする。

- 4 当該団体の人口は前々年の9月30日現在の住民基本台帳の数値を用いる。

- ③ 年齢構成差による給付費の増嵩の一定割合は、次の算式により算出した額とする。

$$\left[\text{1人当たり医療費差額} \times \text{高齢被保険者数} \times \text{高齢被保険者数の割合による補正} \right] \times 0.15$$

(注) 1 1人当たり医療費差額は45千円(平成16年度における60歳以上73歳未満の平均医療費と50歳以上73歳未満の平均医療費との差額の全国平均の数値)とする。

- 2 高齢被保険者数は、「国民健康保険実態調査(平成17年9月16日付け保発第0916003号厚生労働省保険局長通知)」により厚生労働省保険局長に報告した平成17年9月30日現在における当該団体の「60歳以上64歳未満」、「65歳以上69歳未満」、「70歳以上74歳未満」、「75歳以上79歳未満」、「80歳以上84歳未満」、「85歳以上」の一般被保険者の各欄の数値を合算した数から、平成17年9月末現在老人保健医療給付対象者数(国保のみ)を除いたものの数とする。

- 3 高齢被保険者数の割合による補正に用いる係数は、上記2の数値を一般被保険者の数で除して得た数値(以下「高齢被保険者数割合」という。)に応じ次の算式により算定した数値とする。

		高齢被保険者数割合
高齢被保険者数割合	20%以上の場合	0.20
	10%以上20%未満の場合	0.10
		高齢被保険者数割合 - 0.10

(3) その他

本事業の実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 本事業に対する財源措置は、地方交付税により行われるものであり、一般会計繰出しの要否及びその額は、(2)の繰出しの対象経費の範囲内で各市町村がそれぞれの地域の実情に即して独自に決定すべきものであること。
- ② 国民健康保険制度及び本事業の趣旨から、財政援助的な一般会計繰出しは、保険基盤安定制度に係る経費、事務費及び出産育児一時金に係る経費、一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部並びに本事業に係る経費を除き行うべきではないこと。
- ③ 本事業の一般会計繰出しは、累積赤字の解消、基金積立、保健事業の充実に中長期的な国民健康保険財政の安定化に資するための措置に充てられることを期待するものであり、保険料（税）の安易な引下げに充てられることを想定していないこと。

第3 保険基盤安定制度に係る繰出し

(1) 趣 旨

保険料（税）負担の緩和を図るとともに、国民健康保険の財政基盤の安定に資するための保険基盤安定制度に係る一般会計繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの対象経費

国民健康保険法第72条の2の2第1項の規定及び附則第12項に基づき国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない額とする。

(3) 繰出しに係る負担割合

① 保険料軽減分

ア 都道府県

都道府県の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険料軽減分に限る。）に係る経費に4分の3を乗じて得た額とする。

イ 市町村

市町村の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度に係る繰出し（保険料軽減分に限る。）の対象経費から都道府県負担金を減じた額とする。

② 保険者支援分

ア 国

国の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険者支援分に限る。）に係る経費に2分の1を乗じて得た額とする。

イ 都道府県

都道府県の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険者支援分に限る。）に係る経費に4分の1を乗じて得た額とする。

ウ 市町村

市町村の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度に係る繰出し（保険者支援分に限る。）の対象経費から国庫負担金及び都道府県負担金の合計額を減じた額とする。

担当：総務省自治財政局調整課 黒川

TEL:03-5253-5618

FAX:03-5253-5620

(別表)

区分	一般会計負担対象費用
報酬	国民健康保険運営協議会委員、嘱託徴収員等
本俸	一般職給
職員手当等	扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、調整手当、住居手当、 児童手当
共済費	・ 地方公務員共済組合への負担金（長期、短期、追加費用に限る） ・ 社会保険料（報酬及び賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金）
負担金	・ 地方公務員災害補償法による市町村負担金 ・ 市町村職員退職手当組合市町村負担金 ・ 国民健康保険事務処理を共同事業化し、当該事業に対して支出する負担金（年金受給者一覧表作成に係る拠出金を含む）
賃金	地方公務員の身分を有し、あらかじめ定められた日に市町村役場に勤務が義務付けられている者に支払われる賃金に限る。
委託料	国民健康保険事務処理を第三者に依頼し、その対価として支払われる委託料
旅費	職員普通旅費
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、 修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料
使用料・ 手数料	電子計算機使用料、会議場使用料
備品購入費	机・椅子等庁用器具費、計算機・バイク・録音機購入費

(注) 通例の国民健康保険事務の執行に要するものとしての一般職給は、課長以下の職員に係る給与費のみである。

保険料率算定基準・保険料賦課基準案

1 保険料率算定基準

(1) 2年単位の財政運営

○ 保険料率は、

- ・ 療養の給付等に要する費用の額の予想額
- ・ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額
- ・ 特別高額医療費共同事業に係る拠出金の納付に要する費用の予想額
- ・ 財政安定化基金からの借入金の償還に要する費用の予定額
- ・ 保健事業に要する費用の予定額
- ・ 被保険者の所得の分布状況及びその見通し
- ・ 国庫負担
- ・ 後期高齢者交付金等の額

等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。(高齢者医療確保法第104条第3項)[介護保険法第129条第3項]

(2) 保険料率の算定基準(施行令)[介護保険法施行令第38条第1項及び第2項]

○被保険者の保険料額が、2年ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を基準として算定した額(賦課総額)のうち被保険者均等割総額を補正被保険者数で除して得た額(被保険者均等割額)と所得割総額を総所得金額等で除して得た率(所得割率)に被保険者の総所得金額等を乗じて得た額(所得割額)の合計額となるものとする。

$$\begin{aligned} \text{※賦課総額} &= \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \\ &= \text{被保険者均等割総額} + \text{所得割総額} \\ \text{保険料額} &= \text{被保険者均等割額} \text{【応益保険料額】} \\ &\quad + \text{被保険者の総所得金額等} \times \text{所得割率} \text{【応能保険料額】} \end{aligned}$$

○ 均等割額と所得割率は、広域連合内均一とする。

ア 保険料収納必要額 (施行令)
各年度の(ア)～(イ)の合算額

(ア) 後期高齢者医療に要する費用(①～⑦の合算額)の見込額
①療養の給付に要する費用の額 - 一部負担金に相当する額

- ②入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要する費用の額
- ③財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- ④特別高額医療費共同事業に係る拠出金の納付に要する費用の額
- ⑤財政安定化基金からの借入金の償還に要する費用の額
- ⑥保健事業に要する費用の額
- ⑦その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）

(イ) 収入（①～⑨の合算額）の見込額

- ① 国庫負担金（高額医療費に対する負担金を含む。）
- ② 都道府県負担金（同上）
- ③ 市町村負担金
- ④ 調整交付金
- ⑤ 後期高齢者交付金
- ⑥ 特別高額医療費共同事業の交付金
- ⑦ 国の補助金
- ⑧ 都道府県及び市町村の補助金
- ⑨ その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（減額賦課に係る繰入金に係る市町村からの納付金（第105条）を除く。）

イ 予定保険料収納率（施行令、施行規則）[介護保険法施行令第38条第4項、介護保険法施行規則第141条]

2年間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として、次の基準に従い算定される率

- (ア) 特別徴収により徴収することが見込まれる保険料
当該賦課した保険料額がすべて徴収されるものとして見込む。
- (イ) 普通徴収により徴収することが見込まれる保険料
当該市町村における過去の普通徴収に係る収納率の実績（※）等を勘案して、その収納率を見込む。

※ 制度発足後2年間（20年度及び21年度）については、当該広域連合の区域内の市町村における、75歳以上の者が世帯主である世帯の国保保険料の収納率の実績（17年度）を勘案。

2 保険料の賦課基準

(1) 被保険者個人単位の賦課

- 被保険者に対し、政令で定める基準に従い広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額（賦課額）を課する。（高齢者医療確保法第104条第2項）〔介護保険法第129条第2項〕

(2) 賦課額の基準（施行令）〔国民健康保険法施行令第29条の7〕

- 保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って広域連合の条例で定める。（高齢者医療確保法第115条第1項）〔国民健康保険法第81条〕
- 賦課総額は、所得割総額と被保険者均等割総額の合計額とし、賦課総額に対する標準割合は、所得割総額が100分の50、被保険者均等割総額が100分の50とする。
- 被保険者に対する賦課額は、被保険者につき算定した所得割額（ア）と被保険者均等割額（イ）の合算額とする。

ア 所得割額

所得割総額を、基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書所得）に按分して算定する。

$$\begin{aligned} \text{所得割額} &= \text{当該被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等} \times \text{所得割率} \\ \text{所得割率} &= \text{所得割総額} / \text{基礎控除後の総所得金額等} \end{aligned}$$

※ 旧ただし書所得＝地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額

イ 被保険者均等割額

被保険者均等割総額を、補正被保険者数に按分して算定する。

$$\text{被保険者均等割額} = \text{被保険者均等割総額} / \text{補正被保険者数}$$

※ 補正被保険者数〔介護保険法施行令第38条第2項・第5項、介護保険法施行規則第142条〕

2年間における各年度について被保険者数の見込数として、当該広域連

合における過去の各年度における被保険者数（※）等を勘案して算定した数を、2年間について合算した数

制度発足後2年間（20年度及び21年度）については、当該広域連合の区域内の市町村における75歳以上の老人医療受給対象者数の実績（18年度）（注）を勘案。（施行規則）

（注）18年度は、老人医療受給対象者の年齢引上げ途中（18年4～9月は73歳、18年10月～19年3月は74歳）であることから、厳密には、これらの実績から75歳以上の老人医療受給対象者数を推計することとなる。

○ 賦課限度額

賦課額については、被保険者個人単位で、限度額を設ける。

具体的な額については、賦課限度額の対象となる者が全体の4%（注）となる水準とする方向で検討中。

（注）国保保険料の賦課限度額は、世帯単位で53万円。これは、賦課限度額の対象となる者が全体の5%となる水準だが、これを全体の4%となる水準に引き上げるよう、19年度税制改正要望を提出中。

○ 基礎控除後の総所得金額等の補正

当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、上記に従い当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書所得）を補正する。（施行規則）〔国民健康保険法施行規則第32条の9〕

○ 減額賦課

ア 低所得者に係る減額賦課〔国民健康保険法施行令第29条の7第5項〕

当該世帯に属する者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額（総所得金額等）が次の基準に該当する世帯に属する被保険者については、被保険者均等割額を減額する。

減額する額は、被保険者均等割額に次の割合を乗じた額とする。

- （ア）総所得金額等が、基礎控除額（33万円）を超えない世帯 10分の7
- （イ）総所得金額等が、基礎控除額に当該世帯に属する者（当該被保険者を除く）の数に24万5千円を乗じて得た金額を超えない世帯 10分の5
- （ウ）総所得金額等が、基礎控除額（33万円）に当該世帯に属する者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10分の2

（注）基礎控除額等の数字については、今後の税制改正等により変動があり得る。

イ 被扶養者に係る減額賦課

(ア) 対象者

- ① 施行日において後期高齢者医療の被保険者である者のうち、施行日の前日（平成20年3月31日）において被用者保険（健保、船保、各共済）の被扶養者であった者
- ② 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した者（法第52条各号のいずれかに該当する者）であって、当該資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった者

※法第52条各号は次のとおり。

- ① 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（法第50条第2号に基づく寝たきり等の認定を受けた者を除く。）が75歳に達したとき。
- ② 75歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至ったとき。
- ③ 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者が、寝たきり等の認定を受けたとき。

(イ) 軽減割合及び軽減期間

資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額に10分の5を乗じた額を減額する。

(ウ) 軽減賦課の適用（被扶養者であったことの確認）

(ア) に該当する者に対する減額賦課の適用については、資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった旨の確認方法を含め、本人からの申請による適用、後期高齢者医療広域連合における職権適用の両面から、その円滑な事務処理の方法について、被用者保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合における資格管理の方法と併せて、今後検討する。

○ 離島等における特例

離島その他の医療の確保が著しく困難である地域については、地域単位で、不均一保険料の設定を可能とする。

ア 保険料率の基準の特例

(ア) 広域連合均一保険料の均等割額及び所得割率について、厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者については、広域連合の条例により、広域連合均一保険料とは別の均等割額及び所得割率を定めることができる。

(イ) 当該均等割額及び所得割率は、広域連合均一保険料の均等割額及び所得割率の50%を下回らないこと。

イ 不均一保険料の設定が可能な地域に係る基準
「無医地区」とする。

※ 無医地区：医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区

○ 医療費の地域格差の特例（経過措置）

平成20年度から6年の範囲内で広域連合の条例で定める期間、施行日前の一定期間の当該市町村の一人当たり老人医療費が広域連合内の平均老人医療費に対して一定割合以上低く乖離している場合、市町村の区域単位で不均一保険料の設定を可能とする。

ア 保険料率の基準の特例

(ア) 広域連合均一保険料の均等割額及び所得割率について、厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村の区域内の住所を有する被保険者については、広域連合の条例により、広域連合均一保険料とは別の均等割額及び所得割率を定めることができる。

(イ) 当該均等割額及び所得割率については、例えば経過措置期間が6年間の場合、広域連合均一保険料との差が、平成20年度及び21年度は6分の3以内、平成22年度及び23年度は6分の2以内、平成24年度及び25年度は6分の1以内となるよう設定し、26年度には広域連合均一保険料と同じ均等割額及び所得割率を設定するものとする。

イ 不均一保険料の設定が可能な区域（市町村）の基準

施行日前の一定期間の一人当たり老人医療費が広域連合内の平均老人医療費に対して20%以上低く乖離している市町村。

前期財政調整金の賦課・交付額の算出に必要な報告について

高齢者の医療の確保に関する法律が施行される平成20年4月以降においては、経常業務として、医療保険者から、総加入者数（0～74歳）、前期高齢者数（65～74歳）、若人医療給付費（0～64歳）、前期高齢者医療給付費（65～74歳）などについて報告してもらう予定としており、これらの報告に基づき前期財政調整金の賦課・交付額を算出することとなる。（詳細な報告内容については別途整理）

しかしながら、平成20年度の前期財政調整金の概算賦課・交付額については、平成19年度に算出することとなることから、経常業務の報告が開始されるまでの間においては、特例的に以下の取扱いにより対応することとしたい。

1. 平成20年度概算額

(1) 概算額の算出に必要な報告

① 総加入者数等

総加入者数等（表1のア、イ）については、医療保険者が、18年4月～19年3月の各月末の実績を報告するものとする。

ただし、医療保険者において18年4月～19年3月の実績を集計することが困難な場合は、集計が可能な月分については実績、集計が不能な月分（全ての月分が不能な場合を含む）については推計により求めた人数を報告するものとする。

② 医療給付費（現金給付を含む。以下同じ）

若人医療給付費（表1のウ）及び前期高齢者医療給付費（表1のエ）については、医療保険者が、18年3月～19年2月の各月の実績を報告するものとする。

また、前期高齢者医療給付費（表1のオ）については、市町村（老人医療の実施主体）が、18年3月～19年2月の各月の実績を報告するものとする。

ただし、医療保険者等において18年3月～19年2月の実績を集計することが困難な場合は、集計が可能な月分については実績、集計が不能な月分（全ての月分が不能な場合を含む）については推計により求めた額を報告するものとする。

【表1】

項番	報告事項	対象期間	報告義務者
ア	総加入者数 [75歳未満](注)	18.4~19.3	医療保険者 ・政管健保・健保組合 ・船員保険・共済組合 ・市町村国保・国保組合
イ	前期高齢者数 [65~75歳未満](注)	18.4~19.3	
ウ	若人医療給付費 [65歳未満]	18.3~19.2	
エ	前期高齢者医療給付費 [老人医療対象者を除く 65~75歳未満]	18.3~19.2	市町村 (老人医療の実施主体)
オ	保険者 (被用者保険を含む。) 毎の 前期高齢者医療給付費 [老人医療対象者の 75歳未満](注)	18.3~19.2	

(注) 65~74歳の寝たきり等の者は除く。

(2) 報告方法

表1に掲げる報告義務者が、19年6月1日までに支払基金に報告する。

(3) その他

- ① 65~74歳の寝たきり等の者を除くことができない場合は、その旨を報告書に記載した上で報告するものとする。
- ② 表1のオについては、市町村は、国保連合会からの情報提供をもとに報告することも可能である。
- ③ 医療保険者等における推計方法について、厚生労働省が例示するものとする。(医療保険者等が独自の方法により推計することも可)

2. 平成20年度精算額

(1) 精算額の算出に必要な報告

① 総加入者数等

総加入者数等 (表2のア、イ) については、医療保険者が、20年4月~21年3月の各月末の実績を報告するものとする。

② 医療給付費

医療給付費 (表2のウ、エ) については、医療保険者が、20年4月~21年2月の各月の実績を報告するものとする。

【表2】

項番	報告事項	対象期間	報告義務者
ア	総加入者数 [0~74歳](注)	20.4~21.3	医療保険者 ・政管健保・健保組合 ・船員保険・共済組合 ・市町村国保・国保組合
イ	前期高齢者数 [65~74歳](注)	20.4~21.3	
ウ	若人医療給付費 [0~64歳]	20.4~21.2	
エ	前期高齢者医療給付費 [65~74歳](注)	20.4~21.2	

(注) 65~74歳の寝たきり等の者は除く。

(2) 報告方法

表2に掲げる報告義務者が表2のア及びイについては、21年6月1日（年次報告）までに、表2のウ及びエについては、翌々月の15日（月次報告）までに支払基金へ報告する。（経常業務による報告）

(3) 医療保険者への情報提供

平成20年4月以降の前期高齢者医療給付費（現物給付分）については、支払基金又は国保連合会から医療保険者へ情報提供が行えるよう検討する。

※ 前期高齢者医療給付費の集計を簡便にするため、20年4月からのレセプト（診療報酬明細書）の様式変更について検討する。

3. 平成21年度概算要求時の概算額

(1) 概算要求時の概算額の算出に必要な報告

① 総加入者数等

総加入者数及び前期高齢者数については医療保険者が19年4月～20年3月の各月末の実績を報告するものとする。

ただし、医療保険者において19年4月～20年3月の実績を集計することが困難な場合は、集計が可能な月分については実績、集計が不能な月分（全ての月分が不能な場合を含む）について推計により求めた人数を報告するものとする。

② 医療給付費

若人医療給付費及び前期高齢者医療給付費については、厚生労働省において20年度の概算賦課額を基に推計する。

(2) 報告方法

医療保険者が、20年6月1日までに支払基金に報告する。

(3) その他

① 65～74歳の寝たきり等の者を除くことができない場合は、その旨を報告書に記載した上で報告するものとする。

② 医療保険者等における推計方法について、厚生労働省が例示するものとする。（医療保険者等が独自の方法により推計することも可）

4. 平成21年度概算額

(1) 概算額の算出に必要な報告

① 総加入者数等

総加入者数及び前期高齢者数については医療保険者が20年4月～7月の各月末の実績を報告するものとする。

② 医療給付費

若人医療給付費及び前期高齢者医療給付費については、医療保険者が、20年4月～20年7月の各月の実績を報告するものとする。

(2) 報告方法

総加入者数及び前期高齢者数については医療保険者が、20年9月15日までに支払基金に報告する。

若人医療給付費及び前期高齢者医療給付費については経常業務による報告とする。

5. 平成21年度精算額

・精算額の算出に必要な報告

経常業務による報告に基づき算出する。